

○会津坂下町温暖化対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条第1項に基づき、会津坂下町地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定並びに推進及び検証に関し必要な協議を行うため、会津坂下町温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 実行計画の策定及び施策に関すること。
- (2) 実行計画の推進及び検証に関すること。
- (3) その他地球温暖化対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係事業所等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合、新たに委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は委員長が招集し、主宰する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第8号）別表廃棄物減量等推進審議会委員を準用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活課戸籍環境班において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。